

# 傍 聴 要 領

岩手県水産審議会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行った上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、受付開始時刻より先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 会議秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となるような行為をしないこと。